

## 公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、奈良県吉野郡大淀町下渕388-1に所在する「近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所庁舎」（以下、「庁舎」という。）内で福利厚生施設の営業を希望する者を次のとおり公募する。

### 1. 公募内容に関する事項

#### (1) 件 名

庁舎内において、自動販売機により飲料品等の販売を行う事業者（以下、「出店者」という。）の募集

#### (2) 目 的

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所の職場における生活の向上を図り、職員の利便性向上を考慮することにより福利厚生を増進することを目的とする。

#### (3) 概 要

有償による庁舎の出店者を企画競争方式により選定する。

#### (4) 有償使用許可を行う施設

奈良県吉野郡大淀町下渕388-1

庁舎（1階部分）

#### (5) 公募事業者数

1事業者

#### (6) 使用許可期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所が必要と判断した場合は、5年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新できる。

### 2. 参加資格等に関する事項

#### (1) 予算決算及び会計令第70条（昭和22年勅令第165号）の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

#### (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

#### (3) 国税及び地方税を完納していること。

#### (4) 次に掲げる要件を満たす者であること。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団

員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- （5）公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属するものではないこと。

### 3. 公募要綱の交付期間及び場所

- （1）期間 令和8年1月26日（月）～令和8年2月6日（金）まで  
午前9時から正午、午後1時から午後5時まで、ただし、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除く。
- （2）場所 奈良県吉野郡大淀町下渕388-1  
近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所庶務課庶務係  
※公募要綱は郵送致しません。

### 4. その他の事項については、「近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所販売店（自動販売機）公募要綱」に記載する。

以上、公告する。

令和8年1月26日

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長 一阪 郁久